

平成31年度 中小企業向け融資を拡充します！

～働き方改革・事業承継などの取組を強力に後押し～

東京都では、都内の中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、「東京都中小企業制度融資」を実施しています。平成31年度は、以下のとおり、融資メニューの新設や拡充を図ります。

ポイント

○中小企業が直面する重要課題に対応

- ・多様な働き方の実現にチャレンジできるよう働き方改革支援メニューを新設
- ・M&Aによる事業の引継ぎに向けた短期の資金需要に対応するため事業承継メニューを拡充
- ・生産性の向上に向けた取組を後押しできるよう設備投資・企業立地促進メニューを拡充

○経営基盤の強化を支援

- ・小規模事業者の財務基盤を一層強化するため小口短期メニューを新設
- ・中小企業の経営改善を一層促進するため経営支援メニューを拡充

主な新設・拡充の概要

融資メニュー	主な内容
中小企業が直面する重要課題に対応	
新設 働き方改革 支援	○テレワークや時差Bizなど働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる融資メニューを新設します。 ○信用保証料の2分の1を東京都が補助し、テレワークに取り組む場合は3分の2を補助します。
拡充 事業承継	○M&Aにより事業承継に取り組む中小企業に対し、融資限度額2,500万円、融資期間3年以内の一括返済が可能な特例メニューを新設します。
拡充 設備投資・ 企業立地促進	○設備投資の融資期間の上限を最長の15年に拡大します。 ○設備資金に付随する運転資金も新たに対象とします。
経営基盤の強化を支援	
新設 小口短期	○運転資金に対応し、融資期間1年以内の一括返済が可能で、1年毎の更新により、返済せずに継続利用ができる融資メニューを新設します。
拡充 経営支援	○東京信用保証協会が開催し、取引金融機関が一堂に会する「経営サポート会議」を経て、中小企業が改善計画を策定した場合の融資期間の上限を、最長の15年とします。

▶ 各メニューの詳細等については、別紙、別添「平成31年度東京都の中小企業向け融資制度のご案内」をご覧ください。

【問合せ先】産業労働局金融部金融課 電話 03-5320-4877(直通)

※ 平成31年度東京都一般会計予算の成立を受けて、本事業を実施します。

【 新設・拡充等の内容 】

新設 「働き方改革支援」 ～多様な働き方の実現にチャレンジできるよう後押し～

○ 融資対象

次の東京都の事業を活用し、働き方改革に取り組んでいる中小企業者等

- (1) 「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援
- (2) 「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援
- (3) 「テレワーク機器導入事業」の助成
- (4) 「サテライトオフィス利用事業」の助成
- (5) 「T O K Y O働き方改革宣言企業」の承認
- (6) 「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録
- (7) 「時差B i z」に参加

○ 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間1年以内）
融資利率	固定金利の場合 1.5%以内～2.2%以内（融資期間により異なる）
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助 ただし、テレワークに取り組む場合は東京都が信用保証料の3分の2を補助

拡充 「事業承継（M&Aつなぎ特例）」 ～M&Aによる事業承継における短期の資金需要に対応～

○ 融資対象

M & Aにより事業承継に取り組む中小企業者

○ 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2,500万円
融資期間	3年以内（据置期間3年以内）
融資利率	固定金利 1.7%以内
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助
その他	返済方法は原則として一括返済

○ 融資対象 (※1)

事業の実施に必要な設備（機械・装置等）の導入、増強、補修等（ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入、IT機器の購入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策を含む。）、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う中小企業者

○ 融資条件

資金使途	(旧) 設備資金 ⇒ (新) 運転資金 (※2)・設備資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	(旧) 10年以内 (据置期間1年以内) ⇒ (新) 15年以内 (据置期間2年以内)
融資利率	固定金利の場合 1.5%以内～2.4%以内 (融資期間により異なる)
保証料補助	東京都が信用保証料の3分の2を補助

(※1) 企業立地促進融資は含みません。

(※2) 設備資金に付随する運転資金に限ります。

○ 融資対象

従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービス業は5人以下）の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下のもの

○ 融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	1年以内 (据置期間1年以内)
融資利率	固定金利の場合 1.9%以内
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助
その他	返済方法は原則として一括返済 「融資対象」を満たしている場合には、新規申込み手続きにより更新することが可能

○ 融資対象

(1) 融資対象 1

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等【国の全国統一保証制度に対応】

(2) 融資対象 2

東京都内の商工会議所・商工会又は公益財団法人東京都中小企業振興公社等の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けている中小企業者等

(3) 融資対象 3

東京信用保証協会が開催する経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等に該当する中小企業者等【国の全国統一保証制度に対応】

○ 融資条件

拡充

	融資対象 1	融資対象 2	融資対象 3
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業計画、改善計画又は事業再生計画の実施に必要な資金に限る。 なお、融資対象 3 については、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	運転資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内） 設備資金 7 年以内 （据置期間 1 年以内） 借換の場合：10 年以内 （据置期間 1 年以内）	10 年以内 （据置期間 2 年以内）	15 年以内 （据置期間 1 年以内）
融資利率	固定金利の場合 1.5%以内～2.4%以内（融資期間により異なる）		
保証料補助	東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2 分の 1 を補助		

取扱指定金融機関について

○新たに取扱いを開始する金融機関

平成 31 年 4 月 1 日より、東京都信用漁業協同組合連合会が都制度融資の取扱いを開始し、取扱指定金融機関数は 83 となります。